

プランニングセルスキームの応用 —茅ヶ崎市における市民討議会を事例に— Adaptation of Planning Cell Scheme to Meet Chigasaki City

山田 修嗣¹
Shuji YAMADA

1. なぜ自治体は市民討議会を開催するのか

本稿は、「茅ヶ崎市市民討議会」の実施主体（「茅ヶ崎市市民討議会実行委員会」）としての観点から、同討議会を振り返り、市民討議会という市民参加手法の利点と課題を浮き彫りにすることを試みる。ただし、これはあくまでも試論であり、討議会の経過紹介（速報）という意味合いも強い。討議会のより建設的な修正や改善については、実施主体各位との振り返りミーティングもまじえ、もう少し時間をかけておこなうことになっている。成果にかんする詳細な分析・検討は、その振り返りを待つことになる。

さて、ここ数年、国内の「市民討議会」の実施数は急激な伸びをみせている²。茅ヶ崎市市民討議会にかんする本特集が組まれているとおり、本学湘南キャンパスが所在する茅ヶ崎市でも2009年10月31日、11月1日の両日、所定のルールにもとづき市民討議会が開催された。市民討議会は、なぜこれほどまでに自治体で採用され、実施されているのだろうか。市民討議会によせる自治体の期待について問う、これが本稿の第1の、そして最大の論点である。

自治体における「市民」の「参加」は、さまざまな理由により半ば「常識」となりつつある。市民にもっとも近い行政（実務）の遂行のため、市町村は市民の意見を施策の参考にしようとする。現代の価値観の分散は、市民の多様な価値を認めるかわりに、価値統合の社会的な契機をますます弱くさせている。そこで、自治体は、審議会への市民代表を選出したり、パブリック・コメント制度を導入して市民の意見を取り入れたりしている。では、これら市民参加制度が導入されているにもかかわらず、なぜ自治体は市民討議会を加えようとするのか。多分に第1の疑問と重複する点があるが、市民討議会の制度（あるいはルール）面での可能性について問うのが第2の疑問である。

自治体の実務を考えると、施策の提案には多様なルートが存在する。その際、決定過程の正当性をあえて考慮しなければ、施策案の提案者として、市長、市議会議員、市職員、専門家、市民などが考えられる。しかし、最終決定の場面では、現在、市民が主体となる制度はほとんどない。それでもなお、自治体が市民討議会に期待するのはなぜか。これが第3の疑問である。

市民討議会の導入は、ドイツでの開発後およそ30年あまりを経て、ますます普遍的な意義を表しているかに見える。しかし、それは、継続的な改善による「変化」の最中にあるのも事実である。上の3つの疑問をふまえて、茅ヶ崎市の現状、茅ヶ崎市における市民討議会の必要性、これからの市民参

1 文教大学湘南総合研究所研究員・文教大学国際学部准教授（yamashu@shonan.bunkyo.ac.jp）。

2 資料は古いが、「市民討議会推進ネットワーク」が把握した情報（2009年4月7日現在）によると、この時点ですでに茅ヶ崎市を含む60回以上の市民討議会が開催（開催予定を含む）されていた（市民討議会推進ネットワーク「無作為抽出型市民討議会開催状況一覧」資料より）。

加の方法について考えてみたい。

2. 市民討議会の小史

2-1. プラーヌクスツェレ——市民討議会の原案

近年、国内の自治体等で積極的に採用されている市民討議会は、「プラーヌクスツェレ」³（以下PZと略記）の方法論をもとにした市民参加型議論の一方式である。1970年代にドイツで開発されたPZは、社会の「民主的な」決定を促す方法の一例であった。つまり、「平均的な市民」が社会的決定の場に参加するための方法である。しかし、議論に慣れていない市民が集まって討議をするには、周到な事前の準備が必要である。そこで、あらかじめ議論のための手順や方法を定め、一定のルールに基づいて参加者がグループの討議を行う仕組みが開発されたのであった。

PZは、「無作為抽出で選ばれ、限られた期間、有償で、日々の労働から解放され、進行役のアシストを受けつつ、事前に与えられた解決可能な計画に関する課題に取り組む市民グループ」と定義される（篠籪，2008）。ここからわかるとおり、PZは、グループ討議を細胞と見立てた市民参加手法であり、市民参加者がまちの計画を組み立てる細胞を構成する討議の方式である。

PZの進行を含め、特徴を挙げる。まず、「解決」が必要な地域課題において実施される。市民の意見を広く収集する目的よりも、鮮明な解決課題においてPZを使うことがドイツでは推奨されるという⁴。次に、PZの参加者は「無作為」で選ばれる。これが、多様な意見と、合意の「社会的代表性」を確保する手法である。参加者は「有償」である点も特徴である。つまり、参加者には一定額の報酬を支払うので、責任ある発言や積極的な議論を促す効果がある⁵。そして、実施は大学など「中立的」な機関が担当し、次第等を決定する。したがって、過程と結果の中立性も保証される。会期中には、90分程度の討議が「複数回」開催される。討議に先立ち、専門家や利害関係者から「情報提供」を受ける。これが、公平な議論の前提となる。その後、（一般に）5人のグループを5つ作り、討議を実施する⁶。また、討議ごとにグループの「メンバーがかわる」のもルールとなっている。このように参加者が討議を繰り返し、最終的に参加者が「市民答申」という形で報告書を作成する。これは正式な文書として、開催者（委託した機関）に渡される。

これらPZの特徴は、決して専門家ではない市民が、まちづくりの実質的「業務」を部分的に担うという仕組みを構成している点にある⁷。したがって、「責任」ある「積極的」な議論は、「無作為」ながらも「有償」で選出される市民が、「情報提供」にもとづいておこなうという「方法」により成立している。つまりPZとは、行政による「既成の結論」をゆるやかに承認するための議論ではなく、より具体的な施策立案のための議論となると予想される。現代の公共の議論を構築する可能性があると考えられるわけである。

3 ドイツ語は "Planungszelle"、英語では "Planning Cells"、和訳は「計画細胞」となる。日本PZ研究会のホームページによれば、「ベーター・C・ディーネル教授が1970年代に考案し、今日ドイツを中心に多く実施されている新しい市民参加の方法」である (<http://www.shinoto.de/pz-japan/index.html>)。

4 筆者の共同研究メンバー（S. Hochstadt氏を代表とするUniversity of Applied Sciences and Arts Dortmundチーム）からも、この点は指摘された。

5 ただし、ドイツでは（標準的に）4日間拘束されることになるため、有償制度は仕事を休んで参加する際の「補償」の意味を含むともいわれる。

6 ドイツでは2名の進行役がおかれるが、この2名は基本的に討議には参加せず、グループ討議は参加者のみで進められる。

7 市民は、まちづくりにおける「日常生活」面での専門家だとの見方がある。しかし、ここでは、行政や科学の内容に十分には精通していないという意味で「市民」を考えることにしたい。

2-2. 市民討議会と青年会議所

PZが、市民参加型会議の興味深く有効な方法論を備えているとはいえ、ドイツの討議の仕組みがそのまま日本の状況に適合するわけではない。つまり、PZの日本での適用には、ある程度の修正が求められるわけである。そこで、日本の市民参加型討議の現状に適合しやすいうように、PZに適宜の変更・修正を加えたものが日本の「市民討議会」ということになるだろう。

社団法人・日本青年会議所の資料⁸に、市民討議会の「起源」がまとめられている。それによれば、青年会議所（JC）方式の市民討議会の成立は、2005年7月とされている⁹。主催は社団法人・東京青年会議所・千代田区委員会で、目的は「普通の生活をする区民の声を行政の施策に反映させ」、「新たな市民参加の可能性を検証する」ためとされた。討議方法もPZの基本にもとづいていた。すなわち、無作為抽出、グループ討議、複数回の討議、グループのメンバーの入れ替え制を採用している¹⁰。

その後、各地域での実践を経て、JC方式の市民討議会は日本国内での方法論的基礎となった感がある。茅ヶ崎市での市民討議会も、茅ヶ崎JCの協力を得て、JC方式を下敷きとして開催されている。JC方式がPZと異なる点はいくつかある。たとえば、対象年齢である。ドイツでの標準的な方法は16歳以上を選出するのにたいして、JC方式では18歳以上や20歳以上とされる。参加者は原案の「5人ずつ5グループ」よりも多く、30人や50人という場合もある。また、開催日程が2日間程度に短縮され、1回の討議時間も60分程度と短い。グループ討議には、討議方法と内容に精通した「補助者」をおくこともある。実質的な主催者は、自治体とJCとの協働やパートナーシップにもとづく「実行委員会」とされることが多い。その際、自治体は積極的に主催者の側に立つこともあれば、JCやその他の主催組織に協力をするにとどまる場合もあるなど、関与の仕方もさまざまである。そして、討議の結果は、市民答申ではなく、市民の「提案」として自治体に受け取られるなどの本質的な違いもある。他方で、実施される討議会ごとに細かい相違は含みつつも、参加者への報酬、グループ討議、討議ごとのメンバー入れ替え、情報提供は共通事項となっている。

3. 市民討議会における市民の対話

3-1. 茅ヶ崎市の市民参加の経過

では、市民討議会での市民の対話を実行する自治体は、何をめざしているのだろうか。茅ヶ崎市職員（市民活動推進課）とのこれまでの会話に、そのヒントを見つけることができる。数十回にわたる会話の内容を適宜抜粋しつつ、市民討議会の必要性について考えてみたい。

そもそも、茅ヶ崎市における市民参加の論点は何か。この問いへの回答としてとくに重要な論点は、「市民のニーズや価値観が一層多様化」しているがゆえに、市民の声を施策にいかすことによって「市民満足度を高めていく」という部分であろう。そこで、「これまで以上に市民参加の機会を増やし、幅広い層の市民の参加を得る」ことが、行政側にも望まれることになる。つまり、参加機会と意見の多様性を確保することを通じて、行政の質を高める意図がある。このように、新しい参加の方法論が必要となっていたわけである。

8 社団法人・茅ヶ崎青年会議所の資料、「新しい市民参加のかたち 市民討議会 参考資料」（2009年1月27日版）を参照。

9 2005年7月16日（土）と17日（日）の両日、市民討議会が開催された。

10 この千代田区の事例では、参加者は「18歳以上の区民」で、討議テーマは、あらかじめ第3者としての東京青年会議所・千代田区委員会が選定したものであった。討議会は、「1日目に3回」の討議を、「5人ずつ3グループ」に分かれて話し合い、「1回ごとにメンバーを入れ替える」方法として企画された。そして、「2日目に全体のまとめ」をおこなうという次第で実施された。

茅ヶ崎市は、1997年、「茅ヶ崎市における市民参加推進のための指針」を作成した。これにもとづき、行政レベルでの市民参加の推進が始まった。しかし、市民の「自発的参加」が一足飛びに成功するわけではない。むしろ市民参加が、「行政主導型で形式的なものをこえられない」という現実に直面していたという。そこで、2003年には、「茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針」が策定されている¹¹。この「基本方針」は、市の「各種計画の策定や事業実施」において、その初期段階から「市民参加の推進」と「策定過程を通じた市民と行政の合意形成」をめざしている。そして、とりわけ「協働」（コラボレーション）がキーワードに組み込まれ、協働にもとづいた「まちづくりを推進」することを目標としている。市民との協働が主眼であるから、「市民が参加しやすい環境の整備」と「市民が行政と共通の認識を持つための情報提供の充実」が重視されるに至った。これが、茅ヶ崎市における市民参加の政策的な経過である。茅ヶ崎市における協働の概念も2003年には定められており、市民への支援も行われてきたわけである。そして、今回の市民討議会は、この「協働」を主題において、実験的に実施されたのであった。

3-2. 茅ヶ崎市の既存の市民参加施策

茅ヶ崎市はこれまで、市民参加の手法を積極的に取り入れており、他市に先がけて（あるいは遅れることなく）導入しているものがある。たとえば、「ワークショップ」や「パブリック・コメント」といった制度である。また、「審議会への市民委員の募集」もその一例であろう。

ワークショップは、計画の策定時、策定者が市民とともに議論しながら内容を定めていく手法として導入されている。同市でも、「現状把握や課題の整理」、あるいは「多様な住民の意見を合理的にまとめる手法」としてこの有効性を認識していた。それゆえ、すでに多数のワークショップ活用実績があるという¹²。

パブリック・コメントは、計画の素案段階で広く市民に意見を求めるために活用されており、やはり多数の実績があるという。パブリック・コメント制度は、県内で初めて実施した横須賀市（2002年度）に続き、茅ヶ崎市では2003年度から実施しているという。横浜市も同時期から実施したそうであり、同市は全国的にみても早い時期からの取り組みとなっている。

審議会への市民参加とは、審議会への市民公募のことである。市の施策推進に重要な役割を果たしている審議会にも、市民参加が必要だというのが理由である。公募委員数を増やす努力はもちろんのこと、市民が参加しやすい審議会にするための工夫をしてきた¹³。しかし、同市の公募委員の割合は、依然として「他市と比較しても多いとは言えない」状況だという。公募しても市民の応募がない場合があり、市民が市政にたいして関心を高めるのに必要なとりくみが不可欠となっている。

それゆえ、市民への情報提供が重要である。市民への情報提供が市民参加を促進させる条件であるとの認識は、上述の「基本方針」（2003年）に示されている。そのために同市では、審議会に関する情報提供をはじめ、「茅ヶ崎市情報公開条例」（2008年）にもとづく「市政情報の公表および情報提供の推進」をはかり、策定中の情報も含めて積極的に提供している。また、2007年には「市民参加情報カレンダー」をWeb上に用意し、市民参加の機会を広く周知している。これにより、利便性を確保し

11 1999年度から2002年度にかけて、公募市民を中心とした茅ヶ崎市市民活動推進検討委員会及び職員による「茅ヶ崎市市民参加基準検討会議」での議論を経て策定されたという。

12 茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画や茅ヶ崎市地域福祉計画などに用いられている。

13 たとえば、審議会の土日や夜間での開催、高齢者・障害者・介護者等を対象としたボランティアの配置、乳幼児等の一時預かりなどである。

つつ、市民が自由に市民参加の情報を把握し、「興味のある会議やイベントを検索できる」ようにした。このツールは、「審議会等を含めた市政への市民参加の情報を時系列的に検索できる機能があり、市民への情報提供のシステムとしては、他市と比較しても充実した環境にある」という。このように、「それぞれの分野ごとの情報発信ではなく、情報を一元的に提供し、かつ、市民が容易に検索できるシステムを導入している」市町村は、全国的にもまだ少ないとのことであった。

3-3. 市民参加施策の課題

これら市民参加の方法は、市民にたいして具体的に参加の経路を示し、参加を促したが、実際には新たな課題を市側に突きつける結果となっている。たとえば、ワークショップは「策定にかかる時間の長期化」が避けられず、緊急の課題への接近が難しい。さらには市民の意向をふまえた夜間や土日を含む開催選択肢の多様化にともなって、日程調整がますます困難になるなどのデメリットも明らかになってきた。つまり、さまざまな参加手法を用いることで、かえって、それぞれの利点を維持しながら多様な手法を活用するのが困難になったのである。それゆえ、それぞれの欠点を補いつつも多様な市民参加のパターンを維持する工夫が必要になってきたのであった。そこで、市民討議会の導入により、一定の参加手法のパターンを構築して、課題解決につながるものが期待されていたと考えられる。

加えて、参加している市民の年齢的な偏りも問題となった。現在、同市の市民参加者の中心は「60代から70代」の年齢層であり、多様な市民の参加とは異なる実情となっている。たとえば、「活力あるまちづくり」を進めるためには、「20代から50代の現役世代や主婦層の声」も重要であろう。つまり、市民参加とは、参加者数の増加が絶対的な条件ではなく、幅広く市民の意見を反映させられるかどうか求められるものなのである。また、仕事等で専門的な知識を身につけた市民が、それに近い分野の施策にとくに熱心になる傾向もある。この結果、特定の話題に特定の市民の参加が得られるものの、これが多様な市民の参加にもとづく意見表明と考える訳にはいかない状況であった。

以上の通り、茅ヶ崎市ではこれまでの施策によって、ある程度の市民参加は進んでいると考えられるのかもしれない。しかし、意見聴取や決定のタイミングの課題、参加手法の制度的硬直化、さらには市民参加の状況をも考慮し、他市の状況とも比較してみると、「現在の市民参加手法の延長だけでは、市民主体のまちづくりの実現は困難」だと考えられ、これまでとは異なる市民参加手法が必要となっていた。

4. 茅ヶ崎市の市民参加型まちづくり

4-1. 市民参加制度の向上にむけてのとりくみ

上記課題を前に、同市では市民参加の制度的整備が検討された。それらは、(1)「市民参加手段の整備」：いつでも（企画、実行、評価等の各過程）、だれでも、どこからでも市民参加ができる仕組みと環境が整っており、そのための情報を市民が容易に得ることができること、(2)「市民参加の多様性と正当性の確保」：性別、年齢等に偏りがなく、幅広い層の市民参加が得られ、これをふまえつつ政策が決定されること、(3)「市民参加概念の共有」：「市民主体のまちづくり」といった意識を、市民と行政が共有すること、(4)「市民参加の地域への適用と定着」：市民にとって身近でかわりの深い地域課題は、地域で決定・解決できる仕組みが構築され、その結果として地域で活発な市民参加（協力行動や課題解決のための行動）が行われること、という4点である¹⁴。いずれも、市民討議会につな

14 同市資料や職員へのインタビューにより、筆者が構成した。

がる論点である。

さて、茅ヶ崎市が新しい「公共」や新しい「行政」を目標として施策を定めようとするなら、市民の参加を確保することがますます必要となる。さらには、施策の着実な推進こそ望ましいまちの形成に不可欠ゆえ、施策の内容をふまえて暮らす「市民」（個人、地域コミュニティ、市民活動団体等を含む）との良好な関係づくりや協働は、同市にとって避けられない事項である¹⁵。このように、行政と市民の関係づくりを仕組み化する過程と、市民討議会の有する方法論（仕組み）が重なるならば、たしかに市民討議会の実施は行政にとり加えるべき事項となろう。事実、市民討議会は市民参加の量と質を一定程度制度（ルール）化する新しい手段である。市民参加に変化を促すとの期待が寄せられるのも理解される¹⁶。

これらにもとづき、茅ヶ崎でも市民討議会を実施して解決の糸口を見つけることになった。その詳細な経過は本特集の別稿に譲るが、討議内容は市民と行政の「協働」についてであった。市民参加は、ますます多様化する市民の価値観の前で、自治体の運営と意思決定の重要な理念となっている。さらに、協働にもとづくまちづくりを政策の柱としている茅ヶ崎市では、量・質の両面の市民参加を促進させる必要があった。この目標にたいし、協働施策をテーマにする市民討議会の実施に至った。そして、協働によって実現する「彩り」ある（誰にとっても暮らしやすく、望ましい）茅ヶ崎市の姿を語り合うこととなった。

4-2. 市民参加の協働事業としての市民討議会

市民討議会の開催には、同市の次の目的が組み込まれた。それらは、(1) 市民と行政とのコミュニケーションの場の拡充、(2) 市民の参加意欲を高めるための仕組みや意識啓発手段の充実、(3) 同市職員の協働にたいする当事者意識の醸成である¹⁷。また、施策の評価における市民参加の実施も重要であり、同市が推進している協働事業の評価（市民の反応の聴取）も含むことになった¹⁸。

この目的のため、同市では市民討議会の導入を行政提案型協働事業として位置づけ、行政・茅ヶ崎JC・本学湘南総研の協働により実施することとなった。無作為抽出による市民の選出は、いわゆるサイレント・マジョリティ（物言わぬ潜在的な市民）を含む可能性が大きい。したがって、市民参加の動機付けが重要となる。茅ヶ崎市の場合、市長のイニシアティブによる討議会の事業化、市長の討議会への同席¹⁹、議論された市民の声が確実に市長に届けられる約束が得られた。これにより、参加

15 同上。

16 一般的には、市民は自分に直接の利害がないと課題があっても関心を持ちにくい。よって、「地域課題や市政に関心を持ち得ない市民」の存在を否定するのは難しい。このため、市民がまちづくりにたいして「自発的、積極的な参加意識」をもち、その自覚を高め、行動に移してもらうには、これからも行政の市民へのサポートが必要であろう。つまり、行政としては、「身近な場所で市民意見を政策に反映できる仕組み」を手に入れることが重要となる（同市職員へのインタビューにもとづき、筆者構成）。

17 市職員も協働の一翼を担う主体であり、その自覚を持ってもらいたいという意図である。加えて、将来的には、市民参加と共同の重要性を説明する職員研修のツール開発も念頭におかれている。

18 市の事業、サービスの提供についての実績評価や改善の方向の検討に、市民参加の導入を検討する。ただし、一般的な課題に対しては、無関心な場合も多いため、費用対効果も踏まえ、評価の対象をすべての事業とせず、合理的な方法での選択制とする。副次的効果として、職員が、市民の評価に対する対応を通じて、事業結果を再確認し、施策の向上につなげていくことや、市民が、評価への参加をきっかけとして、公共サービスへの興味、意識を高めていくことも期待できる。

19 当初、茅ヶ崎市長は討議会第1日のみ出席する予定であったが、2日目の午後にも参加し、市民の討議の様子を見守った。

した市民は、自分たちの声が市政に反映される実感が増したと考えられる。こうして、市政に関わるきっかけの無かった（あるいは、少なかった）人たちを含む幅広い層の市民にも参加を依頼し、討議会が実施された。

5. 茅ヶ崎市の討議内容——市民討議会の活用を前提に

茅ヶ崎市の市民討議会は行政提案型協働事業という性格があり、市の要望を含みつつ討議内容を実行委員会で検討した。市の要望とは、同市の提唱する協働事業を市民により具体化してもらうこと、そして、協働を市民へ浸透させることであった。他方で、参加者の時間的な制約を考慮する必要もあった。そこで、1日半で3回の討議を行うこととした。

1日目に実施された「討議1」では、参加者にとって初めてのグループ討議となるため、スムーズな導入に配慮した。日常にもとづいて話し合えるよう、参加者の市民参加にかんする意識や市民参加の現状を表明しあうものとした。そして、協働は市民の関与がなければ成立しないので、参加者に市民参加とまちづくりの関連を再確認してもらった。また、参加者相互の参加の状況を確認しつつ、情報提供では討議の進行についての理解（情報提供にもとづく問題理解、市民参加や協働の重要性の話し合い）を促した。

市民として、行政の投げかけに応え、市政へ提案するなど重要な市民参加の論点だ。他方で、その阻害要因にも注目すべきである。たとえば、行政への言い方や伝え方がわからないなどの伝達経路の不透明さは、言いたいことがまとめられないといった市民の発言構成力の課題とは異なる。言っても無駄だと感じる市民の無力感についても、理由を確認しておくべきであろう。参加者に、参加制度にかんする知識、参加制度への関与、参加（不参加）の理由等も話題にしてもらうのも、討議会ならではの手法といえるだろう

2日目におこなわれた「討議2」は、すでに茅ヶ崎市が有する市民参加手法としての協働事業（子育て支援・農業情報の提示）を事例に、それへの感想や意見を表明することにした。情報提供として茅ヶ崎市の協働事業の概要とそのプロジェクト事例2件を紹介した後、グループ討議をおこなったが、ここでは現行の協働プロジェクトにたいし、参加者の視点から印象を語ってもらう内容となった。

上述の通り、市民参加を推進する施策として、茅ヶ崎市には協働事業がある。そして、施策への理解をもとに、市民と行政の協力のあり方の議論が、その成功の条件となる。事実、市民団体やNPOと行政との連携が重視されるのは、行政だけでは解決できない課題があるからだ。これには、市民参加の機会（とその平等性）、市民の自主性について再考することも重要である。そこで、参加しやすい環境の整備について話し合う場合にも、市民討議が活用できると考えられた。これにより、市民参加の推進が、参加の環境整備や情報提供といった行政の役割とセットに検討される。市民が、茅ヶ崎市に求められる協働サポートを話題にすることで、参加と協働をさらに推進する際のヒントが得られるはずである。

2日目の午後、これからの協働とまちづくりについての意見交換が「討議3」である。この討議では、市民として行政と協働し、望ましいまちづくりをめざし、それがどのような可能性をもつかを討議の内容とした。茅ヶ崎市における市民参加型まちづくりの将来像を展望し、茅ヶ崎市民としてのぞまれる協働パターンについて考えを表明しあう、討議のクライマックスである。情報提供では、協働の意義と他市の協働の実践例を詳しく紹介してもらい、茅ヶ崎の将来のために私たちは何ができるかを議論することにした。

実際の討議では、協働にもとづく活動が楽しそうと感じられたか、協働の場に参加したいと思った

かを話題の中心にすえた。そして議論の盛り上がりとともに、協働を通じて変えたい事柄、協働によってかわりそうな事項、茅ヶ崎市に必要な協働の場面を話し合ってもらった。これら内容もやはり、市民感覚にもとづくまちの将来像や協働分野の選定につながるため、実行委員会では討議会にふさわしい内容であると判断された。既存の意見収集手段では把握しきれないような市民意見の実際、つまり、参加型まちづくりの楽しさや課題、協働で得たい成果等が確認できることが期待されたわけである。

6. 行政手法としての市民討議会の可能性

実行委員会がねらった討議会の包括的な課題は、市民社会を前提としつつ、市民意見を民主主義のあり方にどのように結びつけるかを再考することであった。その際、これからの茅ヶ崎の、協働や市民参加にもとづいたまちづくりに応用可能な話題を提供する点もターゲットであった。ここに市民討議会を活用して、検討の糸口を探ろうとしたのであった。

こうした茅ヶ崎市の要件をふまえると、市民討議会を行政が「採用」する意図、その「制度」的可能性、市民討議会への「期待」のそれぞれがみえてくる。すなわち、(A) 既存の行政手法の限界とともに、まちのマネジメントの仕組みを刷新し効率化する手段を採用する必要性、(B) 地方分権の実態をとまなうためにも、一般的な市民の意見を聴取し施策に反映させる効果的な仕組み（制度）の構築、(C) 市民の側にも行政とのコミュニケーションをはかるべき点があり、それを行政が適切に把握するための望ましい（期待すべき）手法の確立、という論点である。

地方自治体は、現代の市民をとりまく状況の複雑さとともに、課題山積の状態である。現代における公共の問題は、公共を市民がどのように考え、市民として個人の自立・自助を行政がどのように支援するかという論点に接続される。さらに、「サイレント・マジョリティ」への対処、市民の「合理的無知」や「非態度」の状態の解消なども行政に求められている。したがって、茅ヶ崎における市民討議会の試行は、これらの解決が論理的に期待できるものとして理解されるべきであろう。今後、討議会が本来の可能性はそのままに、市民の参加への活力を支援する学習過程や、対話にもとづく市民参加や協働の制度化に発展すれば、茅ヶ崎市の求める新しい公共・行政の形に重なり、ますますその意義は高まるだろう。

謝辞

本稿執筆にあたり、茅ヶ崎市市民活動推進課、茅ヶ崎青年会議所のみなさまから、資料提供などの多大なるご協力をいただいた。この場を借りて心よりの御礼を申し上げる。

参考文献・資料

- 新しい市民参加の手法を考える研究会，2009，「自治体におけるプラヌクスツェレ（市民討議会）—その生かし方を考える— フォーラム配付資料」
- 茅ヶ崎市市民討議会実行委員会，2009，「茅ヶ崎市市民討議会実行委員会議事録」
- 森田朗編著，2003，『新しい自治体の設計1 分権と自治のデザイン ガバナンスの公共空間』有斐閣
- 大西隆編著，2003，『新しい自治体の設計2 都市再生のデザイン 快適・安全の空間形成』有斐閣
- 社団法人・茅ヶ崎青年会議所，2009a，「新しい市民参加のかたち 市民討議会 参考資料」
- 社団法人・茅ヶ崎青年会議所，2009b，「(社)茅ヶ崎青年会議所 5月例会 資料」
- 社団法人・相模原青年会議所，2008，「相模原まちづくりミーティング2008 相模原市民討議会実施報告書」

市民討議会推進ネットワーク, 2009, 「無作為抽出型市民討議会 開催状況一覧」

篠籪明德, 2008, 「ドイツの市民参加の方法「プラーヌクスツェレ」と日本での展開ードイツ・メッケンハイム市の事例と日本の「市民討議会」」(日本地方自治学会編『格差是正と地方自治』敬文堂 所収)

庄嶋孝広, 2009, 「茅ヶ崎を彩りあるまちにするための情報提供 ～他市事例を題材に～」茅ヶ崎市市民討議会当日配付資料

鈴木和隆, 2008, 「新潟市における住民自治活性化のための行政のあり方に関する研究 ～「プラーヌクスツェレ」方式による住民参加の推進～」政策研究大学院大学 修士論文

参考ホームページ

茅ヶ崎市 (<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>)

三鷹市 (<http://www.city.mitaka.tokyo.jp/>)

日本プラーヌクスツェレ研究会 (<http://www.shinoto.de/pz-japan/index.html>)

小田原市 (<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>)